

標 題：

海洋汚染防止条約及びその議定書

(MARPOL 73/78) の発効

NK テクニカル インフォメーション

No. 5

昭和57年12月22日

関係船主・造船所各位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

船舶からの海洋汚染防止の為に国際的な規準を確立する為に1973年に1973海洋汚染防止条約が採択されました。この条約はその後1978年の同条約に対する議定書によつて大巾に改正され議定書に吸収されました。従つて、この議定書は1973年の同条約も取り入れた形となつておりMARPOL 73/78と略称されています。

IMO (旧 IMCO)からの正式な情報によりますと、議定書の発効条件が満された為、MARPOL 73/78は1983年10月2日より国際条約として発効することに決まりました。1982年10月5日現在下記の15ヶ国政府がこの議定書を批准しています。

ウルグアイ、ペルー、英国、スウェーデン、ノルウェー、米国、チュニジア、リベリア、ユーゴスラビア、デンマーク、コロンビア、フランス、西独、ギリシア、イタリア (15ヶ国政府)

MARPOL 73/78は次の5つの附属書から成り立っています。

附属書Ⅰ 油による汚染の防止のための規則

附属書Ⅱ ばら積みされた有害液体物質による汚染の規制のための規則

附属書Ⅲ 包装して、又は貨物コンテナ、ポータブルタンク、若しくは道路鉄道用のタンク車に収納して輸送される有害物質による汚染防止のための規則

附属書Ⅳ 船舶から出る汚水による汚染の防止のための規則

附属書Ⅴ 船舶から出る廃棄物による汚染の防止のための規則

附属書Ⅲ、Ⅳ及びⅤは、“選択附属書”と称され、主管庁によつてはこれら附属書は批准しないこともあります。

MARPOL 73/78は附属書によつて適用が異なりますが、一般に新船及び現存船の両方に適用され、150GTの小型油タンカーや400GTの小型貨物船を含むタンカー及びその他全ての種類の船舶にも適用されます。

“新船”の定義は、SOLAS条約のような従来の安全条約の場合のように条約の発効日が基準となるのではなくMARPOL 73/78で規定された特定のカレンダー上の日付が基準となります。例えば、附属書Ⅰでは、1976年1月1日以降に建造契約又は大改造契約がなされた船舶は“新船”となります。一般に、MARPOL 73/78で要求される検査の種類及び間隔は78 SOLAS PROTOCOLの場合と同じです。(NKテクニカルインフォメーションNo.3参照)

MARPOL 73/78の全ての新船は、発効日には技術要件に適合していることが要求されます。これは、関連規則で新船となる船舶はすでに就航している場合でもMARPOL 73/78が発効する1983年10月2日には、MARPOL 73/78の技術規則に全面的に適合している必要があるということです。

このインフォメーションは、NK船を所有する船主各位がMARPOL 73/78発効までに十分な準備をしていただくように発効日をお知らせするために作成しました。 敬 具

